

令和4年1月28日
(令和4年2月1日一部修正、
(修正部分は斜字・波線で表記)

保護者各位

石狩市保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したときの対応について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。現在、北海道では新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加しているため、これまで保健所で行っていた濃厚接触者の調査の対象を原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化し、その他の対象者、職場においては、自主的な外出自粛や健康観察をお願いする対応に変更されました。

これに伴い、保育施設等の職員・園児に陽性者が発生した場合には、「感染の可能性がある方」を各施設で特定することとなります。

保護者の皆様におかれましては、下記について御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 通園されている保育施設等で陽性者が発生した場合

陽性者が発症日2日前以降に保育施設等に登園(職員の場合は出勤)している場合など、施設内での感染が拡大している可能性があるときは、施設において「感染の可能性がある方」の特定作業を行います。

また、道内各地での感染拡大状況に加え、子どもから保護者への家庭内感染が増加していることから、地域における感染の拡大を抑え込むためにも、陽性者が判明した場合については、休園措置となる場合もありますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 お子様が「感染の可能性がある方」となった場合の対応について

通園されている保育施設等で陽性者が発生したことで、お子様が「感染の可能性がある方」に該当する場合は、施設から保護者に直接連絡いたします。

この場合、お子様については、保健所の方針に基づき、陽性者との最終接触日の翌日から 7日間の登園自粛と、10日間を経過するまでの健康観察(1日2回の体

温測定と体調管理)をお願いいたします。

体調悪化の場合はかかりつけ医又は北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター(0120-501-507)に連絡するようお願いいたします。

3 通園されている保育施設等への連絡の徹底について

次に該当する場合は、保育施設等へ速やかに連絡するようお願いいたします。

- (1)お子様が新型コロナウイルス感染症陽性者となったとき
- (2)同居のご家族が感染した場合・お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合(事業所等から「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」に特定された場合を含みます。)
- (3)同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- (4)お子様または同居のご家族が、PCR検査等を受ける場合
(症状があるなど、医師や保健所の判断により受ける場合に限る。)

4 保育施設等をお休みいただく期間について

状 況	お子様がお休みいただく期間
お子様が新型コロナウイルスに感染した	保健所から指導のあった健康観察期間の間
同居のご家族が感染した・お子様が「感染の可能性がある方(濃厚接触者)」となった	陽性者との最終接触日の翌日から7日間または保健所から指導のあった健康観察期間
同居のご家族が濃厚接触者となった	同居家族の健康観察期間の間 (本来、お子様に行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としご理解をお願いいたします。)
お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける (任意の検査を除く)	検査結果(陰性)が判明するまでの間

5 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

上記2及び3に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から市への申請は不要です。

※令和4年1月27日(木)からの「まん延防止等重点措置」適用期間中に登園しなかった場合は理由を問わず日割り対象となります。